

「岡山市新型インフルエンザ等対策行動計画」(改定素案)の概要について

計画の趣旨・経緯

- ▶ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）に基づき、新型インフルエンザ等新たな感染症危機発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民の社会経済活動に及ぼす影響が最小になるよう、感染症危機への対策に関する基本方針や発生段階に応じた具体的な対策・行動を示す計画
- ▶ 特措法第8条の規定に基づき市町村行動計画として、「岡山市新型インフルエンザ等対策行動計画」を平成26年に策定し、平成31年に改定
- ▶ 新型コロナウイルス感染症対応への経験を踏まえ、令和6（2024）年7月に「政府行動計画」が約10年ぶりに抜本的に改正されたことを受け、令和7（2025）年1月に「岡山県行動計画」が改定
→ 政府・県の行動計画を踏まえ、市行動計画を改定
- ▶ 今後、国は概ね6年ごとに改定することとしており、市においても、国の動向や県での取組状況等踏まえ検討

計画の目的

① 市民の生命及び健康を保護

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する
- ・流行のピーク時の患者数等を抑え医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、治療が必要な患者が適切な医療を受けられる
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす

② 市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を最小に

- ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減する

市行動計画改定のポイント

項目	現 行	改 定 (案)
策定／改定	平成26（2014）年策定 ・平成31年改定	令和8（2026）年3月末改定 ・新型コロナの経験を踏まえ、対策を具体化
対象疾患	新型インフルエンザがメイン	新型インフルエンザ、新型コロナウイルス及び、それら以外の呼吸器感染症等も念頭に記載を充実
発生段階／区分	【発生段階】 ①未発生期 ②海外発生期 ③国内発生早期 ④国内感染期 ⑤小康期	【時期区分】 ①準備期 ②初動期 ③対応期
平時の準備	未発生期として記載	準備期の取組を充実
対策項目	6項目 ①実施体制 ②サーベイランス・情報収集 ③情報提供・共有 ④予防・まん延防止 ⑤医療 ⑥市民生活・市民経済の安定の確保	13項目に拡充 ①実施体制、②情報収集・分析、③サーベイランス、 ④情報提供・共有、リスクコミュニケーション、 ⑤水際対策 、⑥まん延防止、 ⑦ワクチン 、⑧医療、 ⑨治療薬・治療法 、 ⑩検査 、 ⑪保健 、 ⑫物資 、 ⑬市民生活及び市民の社会経済活動の安定の確保 ・新型コロナ対応で課題となった項目を中心に、項目を独立させ、記載を充実（赤字項目）
複数の感染拡大への対応	比較的短期の収束が前提	複数の感染の波への対応 対策の機動的切替え

市行動計画の構成

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画 (P3~7)

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

第2章 市行動計画の策定と感染症危機対応

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針 (P8~31)

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点

第3章 市行動計画の実効性を確保するための取組等

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組 (P32~81)

第1章 実施体制 (P32~)

第8章 医療 (P53~)

第2章 情報取集・分析 (P35~)

第9章 治療薬・治療法 (P57~)

第3章 サーベイランス (P37~)

第10章 検査 (P59~)

第4章 情報提供・共有、

第11章 保健 (P64~)

リスクコミュニケーション (P41~)

第12章 物資 (P75~)

第5章 水際対策 (P45~)

第13章 市民生活及び市民の社会経済活動の
安定の確保 (P78~)

第6章 まん延防止 (P46~)

第7章 ワクチン (P48~)

※各章において準備期・初動期・対応期の対策を記載

各対策項目の主な取り組み

対策項目		
準備期 (発生前段階)	初動期 (感染症発生段階)	対応期 (封じ込めを念頭に対応する時期以降)
1. 実施体制		
<ul style="list-style-type: none"> 実践的な訓練の実施 庁内及び関係機関との連携体制の構築 保健所等の人材の確保及び育成 	<ul style="list-style-type: none"> 市対策本部の設置 全庁的な対応を推進 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて国や県等にも要請し、状況に応じた実施体制の整備
2. 情報収集・分析		
<ul style="list-style-type: none"> 平時からの情報収集の体制整備 関係機関と連携した検査体制の整備及び人材の育成 	<ul style="list-style-type: none"> リスク評価を踏まえ、保健所等の体制を速やかに移行するための準備 プライバシーの保護に留意しつつ、正確な情報を住民等へ分かりやすく提供・共有 	<ul style="list-style-type: none"> 感染症危機の経過や状況の変化を踏まえたリスク評価に基づき対応の見直し プライバシーの保護に留意しつつ、正確な情報を住民等へ分かりやすく提供・共有
3. サーベイランス		
<ul style="list-style-type: none"> 患者の発生動向等、複数の情報源から全国的な流行状況を把握する等、平時の感染症サーベイランスを実施 人材育成、DXの推進 	<ul style="list-style-type: none"> 有事の感染症サーベイランスを開始し、得られた情報及び分析結果の提供・共有 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の感染症動向等に応じて、独自に判断して感染症サーベイランスを実施 流行状況やリスク評価に基づき、柔軟かつ機動的に感染症対策を切替
4. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション		
<ul style="list-style-type: none"> 住民等が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有 偏見・差別や偽・誤情報等に関する啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 双方向のリスクコミュニケーションの実施体制の強化 偏見・差別や偽・誤情報等への啓発、対応 	<ul style="list-style-type: none"> 市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報

各対策項目の主な取り組み

対策項目			
準備期 (発生前段階)	初動期 (感染症発生段階)	対応期 (封じ込めを念頭に対応する時期以降)	
5. 水際対策	<ul style="list-style-type: none">・水際対策の実施に関する体制の整備	<ul style="list-style-type: none">・国や県と連携しながら、居宅待機者等に對して健康監視を実施	<ul style="list-style-type: none">・検疫所、医療機関等の関係機関との連携を強化しながら適時適切に対応
6. まん延防止	<ul style="list-style-type: none">・基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）の普及	<ul style="list-style-type: none">・国や県と相互に連携し、患者の発生に備え、感染症法に基づく患者や濃厚接触者への対応の確認	<ul style="list-style-type: none">・患者や濃厚接触者以外の市民に対する要請、事業者や学校等に対する要請等、まん延防止対策の実施
7. ワクチン	<ul style="list-style-type: none">・県や医師会等と連携し、ワクチンの供給体制や接種体制の構築・ワクチンの役割や有効性、安全性等の情報提供・共有し、市民等の理解促進・DXの推進	<ul style="list-style-type: none">・国や県の方針を踏まえ接種体制の準備・全庁的な接種体制の確保	<ul style="list-style-type: none">・ワクチン等の流通体制の確認・接種体制の拡充・健康被害救済制度の情報提供
8. 医療	<ul style="list-style-type: none">・県を中心とした、医療提供体制の整備・民間宿泊事業者等との協定締結を進め民間宿泊療養施設の確保	<ul style="list-style-type: none">・検査体制を遅延なく確立するための整備・感染症指定医療機関受診につなげる相談センターの整備	<ul style="list-style-type: none">・関係機関と連携し、流行時期に応じた医療提供体制の構築及び相談センターの強化
9. 治療薬・治療法	<ul style="list-style-type: none">・国の実施する研究開発等に必要に応じて協力	<ul style="list-style-type: none">・医療機関や薬局に対し、治療薬の流通管理及び適正使用の要請	<ul style="list-style-type: none">・医療機関や薬局に対し、治療薬の流通管理及び適正使用の要請

各対策項目の主な取り組み

対策項目		
準備期 (発生前段階)	初動期 (感染症発生段階)	対応期 (封じ込めを念頭に対応する時期以降)
10. 検査		
<ul style="list-style-type: none">・予防計画に基づく検査体制の整備・関係機関と連携し、訓練等を通じた検査実施能力の確認及び人材の育成	<ul style="list-style-type: none">・検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況の確認及び、検査需要への対応	<ul style="list-style-type: none">・検査等措置協定締結機関以外の民間検査機関や医療機関に協力要請し、検査需要に対応できる体制構築
11. 保健		
<ul style="list-style-type: none">・保健所の人員確保及び体制整備・研修・訓練等を通じた人材育成・保健所における業務継続計画の策定・専門職能団体等、関係機関との連携強化・DXの推進・地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none">・感染症有事体制への移行準備・市民に対する速やかな情報提供・共有体制の構築	<ul style="list-style-type: none">・府内からの応援職員派遣、外部の応援派遣による体制確立・地域の実情に応じて、積極的疫学調査の対象範囲や調査項目の見直し・健康観察及び生活支援の実施・入院等療養先の判断
12. 物資		
<ul style="list-style-type: none">・感染症対策物資等の備蓄状況等を定期的に確認・県と連携し、協定締結医療機関における備蓄・配置状況の確認	<ul style="list-style-type: none">・備蓄・配置状況等の確認・円滑な供給に向けた準備	<ul style="list-style-type: none">・備蓄・配置状況等を隨時確認・必要に応じて、関係機関が備蓄物資及び資材の供給を相互に協力
13. 市民生活及び市民の社会経済活動の安定の確保		
<ul style="list-style-type: none">・高齢者や外国人等も含め、支援対象者に情報が届くよう、適切な仕組を整備	<ul style="list-style-type: none">・生活関連物資等の購入についての適切な行動の呼びかけ	<ul style="list-style-type: none">・心身への影響に関する施策の実施・教育及び学びの継続に関する支援・生活関連物資等の適切な供給・社会経済活動の安定の確保を対象とした対応